

# ルース光サービス会員規約

平成 28 年 2 月 1 日版

## 第1章総則

### 第1条（規約の適用）

株式会社ライチェ（以下、「弊社」といいます。）は、以下のとおりルース光サービス会員規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、これに基づきルース光サービス会員向けサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスの利用については、本規約およびその他の個別規定並びに追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

### 第2条（本規約の変更）

1. 弊社は、本規約を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によるものとします。
2. 本規約の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、弊社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
  - (1) 本サービスの画面上または弊社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
  - (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、弊社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (4) その他、弊社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で弊社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

### 第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 契約申込者	本規約に同意のうえルース光サービス会員契約の申し込みをする者
(2) 契約者	本規約に同意のうえルース光サービス会員となった者
(3) ルース光サービス （本サービス）	弊社が提供する各種インターネットサービス
(4) アカウント	本規約の定めに従い契約者に弊社が発行するアカウント、契約者が設定するパスワードその他ルース光サービスを利用するために弊社が契約者に対して付与する記号または番号をいいます

## 第2章契約

### 第4条（契約の成立）

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が本規約に同意したうえで弊社の別途定める手続きに従い本サービス利用の申し込みをし、弊社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. 本サービスの利用開始日は、弊社がサービス開始の通知をした日とします。

## 第5条 (本サービスの提供)

1. 弊社は、本サービスを、日本国内で、サービス提供が可能な地域において提供します。
2. 本サービスについて、契約者の利用回線の状況、その他契約内容等により、提供内容を制限する場合があります。その場合であっても、本サービスの利用の対価として、弊社が別途規定する利用料（以下、「利用料」といいます。）の定めがある場合は、利用料に変更は生じないものとします。

## 第6条 (契約申し込みの承諾)

1. 弊社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第2条（規約の変更）に基づき契約申込者に通知します。
2. 弊社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 契約申込者が、本サービス利用契約申し込みの際に、虚偽の事実を通知したことが判明したとき。
  - (2) その他本サービス利用契約の申し込みを承諾することが、技術上または弊社の業務の遂行上、支障があると弊社が判断したとき。

## 第7条 (契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際弊社に通知した情報に変更がある場合は、弊社所定の方法により、遅滞なく弊社に届け出るものとします。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、弊社が承諾した場合を除き、弊社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、弊社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
4. 技術的条件等から弊社が当該契約者に対して本サービスの提供ができないと判断した場合、当該契約者は、本規約に従い解約の手続きをとるものとします。
5. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。

## 第8条 (権利の譲渡等禁止)

契約者は、弊社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

## 第9条 (契約内容の変更)

1. 契約者は、本サービスの変更の請求をすることができます。
2. 弊社は、前項の請求があったときは、第7条（契約申し込みの承諾）の定めに基づいて取り扱います。

## 第10条 (契約者が行う本サービス利用契約の解除)

契約者は、あらかじめ弊社に通知して、本サービス利用契約を解除することができます。

## 第11条 (弊社が行う本サービス利用契約の停止および解除)

弊社は、次の場合には、契約者に事前に通知することなく契約者による本サービスの利用を停止、もしくは本サービス利用契約を解除できるものとします。

- (1) 契約者が本規約に違反したと弊社が認めた場合。
- (2) 契約者の所在が不明になった場合または契約者と連絡が取れない場合。
- (3) 本サービスの運営を妨害、または弊社の名誉信用を毀損した場合。
- (4) 契約者が弊社に対し負担する債務について弊社が指定する支払期日を経過してもなお支

払わない場合。

- (5) 契約者の死亡が確認された場合(6)その他、契約者として弊社が不適切と判断した場合。

## 第12条 (利用制限)

1. 弊社は、次の場合には、本サービスの利用を制限することがあります。
  - (1) 弊社が本サービスを提供するために、技術上、一時的な使用制限が必要と判断した場合。
  - (2) 本サービスの提供に必要な設備に故障が生じた場合。
  - (3) 天災、事変その他の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合。
  - (4) その他、本サービスを提供できない合理的な理由が生じた場合。
2. 弊社は、前項の定めにより、本サービスの利用を制限するときは、あらかじめ弊社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第13条 (禁止行為)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 契約者と同一世帯以外の第三者に対して視聴させる等の著作権または著作隣接権その他の権利を侵害する行為または侵害の恐れのある行為。
- (2) 本サービスにより利用し得る情報の修正、翻案、変更、改ざん、切除、翻訳、その他の改変行為。
- (3) 本サービスの運営を妨げるような行為。
- (4) 法令または公序良俗に反する行為。
- (5) 犯罪行為または犯罪行為に結びつく恐れのある行為。
- (6) 弊社、他の契約者または第三者の名誉、人格もしくは信用等を毀損する行為またはこれらの者に不利益を与える行為。
- (7) 本サービスを商用目的に利用すること、または本サービスを利用して、第三者に対して商業行為を行うこと。
- (8) 本サービスの日本国外での利用および、利用を目的とした技術の使用。

## 第14条 (アカウント等)

1. 契約者が本サービスを利用するためには、アカウントを使用するものとします。
2. 契約者は、アカウントを第三者に販売、譲渡等をしてはならないものとします。契約者は、アカウントの盗難または第三者による不正使用の事実を知った場合、直ちにその旨を弊社に連絡するものとします。その場合において、弊社から指示がある場合、契約者は弊社の指示に従うものとします。
3. 弊社は、前項に定めるアカウントの販売、譲渡等が行われた場合またはその恐れがあると弊社が認めた場合、該当するアカウント等を一時的に利用停止または削除することがあります。
4. 契約者はアカウント（パスワード、その他弊社が指定する情報を含みます。以下同じ）を自己の責任において管理するものとし、アカウントの不正使用が行われないよう、その情報を適切に保管する義務を負うものとします。アカウントについて使用上の誤り、本規約に基づくアカウントの利用停止、削除その他何らかの理由により契約者に損害が生じても、弊社は一切責任を負わないものとします。なお、アカウントが使用された場合は、該当する契約者による使用とみなすものとします。

## 第15条 (契約内容の確認、変更等)

契約者は、弊社が指定する方法を通じてルース光サービスの契約内容確認、変更等を行うことができます。

## 第16条 (補償)

契約者は、本サービスの利用、契約者による本規約もしくは個別規定等の違反を原因とする知的財産権その他の権利の侵害に起因する第三者からの請求（合理的な弁護士費用を含みます）について、契約者自身が一切の費用と責任においてこれを解決するものとし、弊社、弊社の関係会社または弊社を含む本サービスの提供者等に損害を被らせないこととし、契約者資格を喪失した後も同様とします。

## 第3章 著作権等

### 第17条 (著作権等)

本サービスを通じて弊社、または本サービスで配信する各種情報の提供者（以下、「提供者」といいます。）が提供する各種情報に関する著作権等の知的財産権その他の権利は、特段の定めのない限り、弊社または提供者に帰属するものとし、各種情報の集合体としての本サービスのレイアウト、デザインおよび構造に関する著作権等の知的財産権その他の権利は、弊社に帰属するものとします。

## 第4章 料金等

### 第18条 (延滞利息)

契約者は、弊社に対する金銭債務（延滞利息を除きます）の履行を怠った場合、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合（閏年も365日として計算するものとします）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

### 第19条 (債権の譲渡および譲受)

1. 契約者は、月額利用料等本サービスまたはルース光サービスに係る債権を弊社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、弊社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
2. 契約者は、本サービスを提供する弊社以外の事業者（弊社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします）の規約等に定めるところにより弊社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、弊社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および弊社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
3. 前項の場合において、弊社は、譲り受けた債権を弊社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。

## 第5条 損害賠償

### 第20条 (免責)

1. 弊社は、本規約に定めがあるもののほか、本規約に基づく本サービスの一時停止もしくは利用制限、本サービス利用契約の変更、または契約解除により契約者が被った損害、および弊社の責めに帰すべからざる事由により第三者との間で生じたトラブルに起因して契約者が被った損害に対して、いかなる責めも負いません。
2. 弊社は、本サービスの利用に関連して弊社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、損害賠償の範囲は、特に定めがない場合は、当該契約者に現実的に発生した通常損害の範囲に限られ、逸失利益、弊社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害については

責任を負わないものとします。

3. 弊社は、契約者その他のいかなる者に対しても本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、第三者による不正侵入、商品取引上の紛争、その他原因のいかんを問わず、いかなる責任も負わないものとします。
4. 弊社は、本サービスおよび本サービスにより提供される情報に関して、その完全性、正確性、有用性等に関するいかなる保証も行いません。
5. 弊社は、本サービスを通じて契約者または第三者が取得した情報等の利用結果についてのいかなる保証も行わず、また損害賠償も行いません。
6. 天災、事変その他の不可抗力により、弊社が本サービスを提供できなかったときは、弊社は、その損害について一切の責任を負わないものとします。

## 第6章 雑則

### 第21条（反社会的勢力に対する表明保証）

1. 契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、弊社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力に属していること。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
  - (3) 反社会的勢力を利用していること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、弊社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を弊社に求めることはできないものとします。

### 第22条（業務委託）

弊社は、本サービスおよびルース光サービスに関する業務の全部または一部を弊社の責任において第三者に委託することができるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

### 第23条（その他）

1. 本規約のいずれかの定めが法律に違反していると判断された場合、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効かつ実施可能とします。
2. 本規約から生じる弊社の権利は、弊社が権利を放棄する旨を契約者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。
3. 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約もしくは本サービスに関する紛争または本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。
4. 本サービスに関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから一年以内に提起されなければならないものとします。

### 第24条（サービスの廃止）

弊社は、契約者に対する1ヶ月前の予告をもって、本サービスの提供を終了することができるものとします。この場合、弊社は契約者その他のいかなる者に対していかなる責任も負わないものとします。

附則

- ・本約款は平成28年2月1日より効力を有するものとします。